

北設楽郡公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北設楽郡公共交通活性化協議会設置規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、北設楽郡公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、北設楽郡設楽町、東栄町及び豊根村からの負担金その他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により、協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに北設楽郡設楽町長、東栄町長及び豊根村長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合には、これを調製し、速やかに協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(流用及び充用)

第4条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

(予算区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局員のうちから、協議会の出納員を命ずる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、設楽町の例による。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに設楽町長、東栄町長及び豊根村長に送付しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、設楽町の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 協議会が設置された年度の予算については、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

別表第 1（第 5 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第 2（第 5 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 会議費	1 会議費	1 会議費
2 事務費	1 事務費	1 事務費
3 事業費	1 事業費	1 事業費
4 予備費	1 予備費	1 予備費